

計画主体名	高知県四万十町		
計画期間 実施期間	平成30年度～平成34年度 平成30年度～平成32年度	総事業費（交付金）	632,290千円（150,655千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	地域の農林水産物加工品の販売額の増加、地域雇用の増加を目標としおり、基本方針に適合している
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	農林水産処理加工施設により地域の農林水産物加工品の販売額の増加、地域雇用の増加を目指すものであり妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	第2次四万十町総合振興計画と整合性が図られている。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	四万十町窪川地区を対象とした高南地域営農協議会で合意が図られている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	高南地域営農協議会には女性部員も複数参加しており、意見や提案など議論がされている。
事業の推進体制は確立されているか	適	高南地域営農協議会で計画協議を実施し、指定管理者である第三セクターと連携しながら推進する。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	地域の農林水産物加工品の販売額・雇用の増加が目標であり、整合性が確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間が5年、実施期間が3年であり適切であると考ええる。

交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	交付限度額の範囲内である。
----------------------------------	---	---------------

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規に取り組む事業であり、自力又は他の助成から切り替えて整備するものではない。
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	各種関係法令及び設計基準に基づき、構造・安全性等を確保するため、業者と協議・検討していく。また、設計・施工等は、適的な工程会議や現地確認を行いながら検査を実施していく。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	適	既存施設の取壊し及び撤去に係る費用は、補助の対象としていない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	適	鉄骨造 31 年 食料品製造業用設備 10 年 であり 5 年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	適	生産性の向上、衛生面(HACCP 等)を整えることによって、効果の発現が見込まれている。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	費用対効果分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	適	費用対効果分析による算定結果は、1.0 以上である。

事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	適	事業メニュー：⑰農林水産物処理加工施設 要件類別：1 農山漁村定住促進対策型 事業内容：(1)地域の特性を活かした農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備 事業実施主体：四万十町 対象地域：過疎、特定農山村 以上により、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	四万十町が計画実施主体であり、個人に対する交付ではなく、目的外使用の恐れもない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	適	年間を通じて利用する施設であり、利活用の見通しは適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	町内の3つ（窪川・大正・十和）の利用状況を踏まえている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	農林水産物処理加工施設で、年間を通して利用する施設であり、利用形態は、指定管理により第3セクターである(株)あぐり窪川が利用する。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	道の駅の直売所と加工場が隣接しており、利用環境が整っている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適	現状の販路及び新規販路への営業活動により、需要が見込めている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	施設の利用・運営には、女性スタッフがおり、女性参画への配慮がなされている。
事業費積算等は適正か	適	事業費の積算等を行う予定で、効率的な配置等により、過大な積算にならないよう努めます。
過大な積算としていないか	適	積算根拠を把握し、過大な積算にならないよう努めます。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	関係機関のアドバイス等により、施設の効率的な配置等に努め、建設・整備コストの低減に努めます。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	附帯施設は無し。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	汎用性がなく適正である。

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備予定地は、高速 I C（四万十町中央）付近で、国道 5 6 号沿いの道の駅あぐり窪川に隣接し、集客・利便性に適している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	見通しがついている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	適	
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I - 1 の第 2 の 4 の（3）整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	適	該当しない。
整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	適	新設 1 棟 738 m ² （予定）、改修 1 棟 301 m ² であり、1,500 m ² 以内である。
施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	適	施設の上限事業費の延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円を超える見込みですが、交付金は、上限以内とします。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分に検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	農林水産物処理加工施設の整備計画で起債計画及び償還計画が策定されている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	競争性のある入札で実施する予定。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	適	既存施設を含め、整備後についても指定管理により、第三セクターでの管理・運営を行う。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	指定管理に関する基本協定により維持管理が適切に実施される見込みである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	施設の指定管理者である第三セクターについては、毎年総会において議案として収支予算・決算を提出し、議決済みである。また、議会への報告も行っている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	他事業との合体施策ではない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	該当無し。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	生産振興が主たる目的ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適	他の施策の交付対象になっていない。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。